

第25回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委 員 出 欠 表

第 2 5 回定例会 令和 4 年 4 月 2 7 日

開会 1 3 時 3 0 分 閉会 1 6 時 3 0 分

出 席 委 員
(2 2 名)

会長 依田繁二	
1 荻原勝夫	1 4 齊藤敏彦
2 深井佳人	1 5 関敏夫
3 武井誠	1 6 小宮山信幸
5 関一夫	1 7 小野澤文利
6 小林澄男	1 8 笹平民男
7 小山孝幸	推進 射手誠司
8 青木茂良	推進 佐藤邦利
1 0 成山喜枝	推進 関泰秀
1 1 柳澤峰晴	推進 杉田修司
1 2 宮下通	推進 荻原清一
1 3 大塚賢	

欠 席 委 員
(1 名)

会長代理 若林泰平

議事録署名委員

1 荻原勝夫 2 深井佳人

出 席 職 員
(7 名)

農業委員会事務局	
事務局長	小林 幸司
事務局次長	小宮山 真二
事務局	小林 誠司
事務局	佐藤 一弥
事務局	黒澤 しほ
事務局	酒井 綾
事務局	伊藤 世志子

議事

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 4 号	農用地利用集積計画について
報告第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可の取り消しについて

※ 会場 勤労者会館 2 階 大会議室

事務局

ご苦劳様です。本日は若林代理が欠席のため進行を事務局で行います。コロナ禍ではありますが、今回は年度の初めということで全員の参加をお願いしました。感染対策を行いながら開催しますので、ご協力をお願いします。それでは令和 4 年度第 2 5 回定例総会を開催します。会長、挨拶をお願いします。また、その後の議事進行についてもお願いします。

会長

皆さんこんにちは。第 7 期定例総会も 3 年目を迎えました。2 年間はコロナ禍により実務行動がしづらい年でした。最終年度にあたり農業委員会手帳の憲章を確認したいと思います。農業・農村の代表者として期待と信頼に応える。優良農地の確保と効率利用を進める。農地の最適化による遊休農地の発生防止に努める。意欲ある担い手の育成確保に努め農業の持続的発展に努める。経営に役立つ情報収集提供に努める。以上のことを再認識して頂きたいと思います。今年は人・農地プランの実質化に今まで以上に力を入れて頂き、残り 1 年間頑張っしてほしいと思います。長野県警戒レベル 5 ですが、年度当初ということで全員の出席審議となりましたご協力をお願いします。

議長（会長）

それでは議事に入ります。本日の議事録署名委員は、1 番荻原勝夫委員と 2 番深井佳人委員をお願いします。第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請について、説明します。

番号 1、〇〇、図面は 1 ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地ではキクを栽培する予定です。譲受人の自宅から車で 3 分ということで近いため、問題ないと判断しました。

番号 2、〇〇、図面は 2 ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人、譲渡人共に〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では生食ブドウを栽培する予定です。譲受人の自宅から車で 3 分ということで近いため、問題ないと判断しました。

番号 3、〇〇、図面は 3 ページ、4 ページをご覧ください。2 筆は〇〇にある農地、もう 1 筆は〇〇にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。譲受人が 9 0 歳となっておりますが、息子さんが仕事を退職したため、譲受人と一緒に農業を営んでいくということです。申請地では水稻及び野菜

を栽培する予定です。譲受人の自宅から車で5分ということで近いため、問題ないと判断しました。

番号4、〇〇、図面は5ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人は〇〇の農地所有適格法人、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は、令和4年2月22日に設立された農地所有適格法人であり、現在の経営面積は0平方メートルとなっておりますが、今月の利用権設定と併せて3,000平方メートルを超えます。申請地では、サツマイモ・ジャガイモの栽培をする予定です。法人設立前から家族で農業を営んでおり、今後も家族で経営を行っていきます。父の経営面積は4,158平方メートルです。譲受人の拠点から車で15分ということで近いため、問題ないと判断しました。

番号5、〇〇、図面は6ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人、譲渡人共に〇〇の方です。譲受人は譲渡人の孫で、すでに当農地に建てられたハウスでイチゴを栽培しています。譲受人が受給している補助金の関係で、権利の移動が必要となったため、今回の申請となりました。すでに譲受人が耕作しており、適切な管理がされているため問題ないと判断しました。なお、関連があるため、報告第1号農地法第3条による許可の取消しについて、合わせて報告いたします。図面は同じく6ページ、資料は11ページをご覧ください。令和4年2月28日付で農地法第3条の許可がされております、〇〇ですが、本来今月申請のあった〇〇の所有権について申請をしたかったものの、誤って申請をされたということで、許可の取消申請が提出され、令和4年4月15日付けで取消承認となりました。以上です。

議長（会長） ありがとうございます。それでは担当委員の説明にはいります。番号1の案件につきまして、笹平委員より説明をお願いします。

笹平委員 説明します。譲受人の〇〇さん、譲渡人の〇〇さんと現地確認してきました。〇〇との境にある農地です。〇〇は山林化していました。農地にするのは大変かと思いましたが、本人は頑張ると言っていました。荒れている農地を活用するということですので、問題はないと思いますが、ご審議よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして、番号2の案件についま

して深井委員より説明をお願いします。

深井委員

図面は2ページをご覧ください。場所は〇〇のところですか。譲渡人の〇〇さん、譲受人の〇〇さんは申請地に近い〇〇に住んでいます。〇〇さんは、耕作はしないということで探していました。同じ〇〇で耕作をしてくれる〇〇さんが見つかり譲り渡すことになりました。ブドウを栽培するそうです。よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようでしたら裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員の賛成と認め、決定とします。続きまして、番号3の案件につきまして杉田委員より説明をお願いします。

杉田委員

資料は3ページ、4ページをご覧ください。場所は〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。〇〇さんは相続で得た農地です。子供がいないので手放すことにしました。〇〇さんは高齢ですが、同居の長男、近隣にいる次男が定年退職して一緒に耕作したいということです。問題はないと思いますが、ご審議よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。譲受人は高齢ですが、後継者がいるということで申請になった説明でした。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようでしたら裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員の賛成と認め、決定とします。続きまして、番号4の案件につきまして小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員

場所は〇〇という記念品を製造、販売する会社に隣接する農地です。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。以前〇〇が申請地を駐車場にしたいということで、譲渡人の〇〇さんに申し出ましたが転用まで話が進まなかった経過がありました。今回〇〇に譲り渡すことになりました。〇〇さんは〇〇に勤務していましたが、農業法人を立ち上げて家族と耕作するそうです。申請地では野菜を栽培するそうです。よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようでしたら裁決に入ります。

ます。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして、番号5の案件につきまして小山委員より説明をお願いします。

小山委員 図面は6ページをご覧ください。場所は〇〇です。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇です。2月の定例総会で審議をいただいた農地〇〇番地が勘違いをしまい許可の取消をし、あらたに〇〇番地を審議いただくということです。譲受人は、譲渡人の孫で新規就農者としてイチゴを栽培しています。よろしくお願いします。

議長(会長) ありがとうございます。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、説明します。

番号1、〇〇、図面は7ページ、8ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請で、追認案件です。申請者は〇〇の方です。申請者は前所有者の相続人です。申請地を相続した際に農地転用許可を受けていないことが判明したため、顛末書を付して申請になりました。準工業地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号2、〇〇、図面は9ページ、10ページをご覧ください。〇〇の東側にある農地です。貸住宅敷地の申請です。申請者は不動産業を行っている市内の業者です。申請者は不動産の賃貸借を行っており、申請地に貸住宅の増築及び改築を計画するものです。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号3、〇〇、外3筆、図面は11ページ、12ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請で、追認案件です。申請者は前所有者の相続人です。申請地を相続した際に転用がされていない事が判明したため、顛末書を付して申請になりました。申請面積が過大であるため、許可権者の長野県と相談した結果、現地は宅地化してから30年以上経過しており、農地復旧は困難と考えられる。との回答から現状の住宅敷地・庭での追認申請になります。申請地は上水道管、下水道管の2種類が埋設されている道路沿線の地域で、容易にこれらの施設の便益を享受することが

でき、かつ、おおむね500メートル以内に〇〇及び〇〇がある第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。以上です。

議長（会長） ありがとうございます。それでは担当委員の説明にはいります。番号1の案件につきまして、関敏夫委員より説明をお願いします。

関敏夫委員 説明します。申請人は〇〇さんです。資料は7ページ、8ページをご覧ください。相続した時に農地転用許可を受けていない場所があることを知らないままガレージやプレハブ物置等で利用していました。今回隣地境界立会いの際に業者から指摘を受けて判明し申請となりました。ご審議よろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。

杉田委員 面積が804平方メートルということで、かなり広いと思いますが追認案件でいいのか、基準はないのかお伺いします。

事務局 県に事前に確認しましたところ、以前は住宅用地の転用は500平方メートルを超えない基準がありましたが、現在は基準がありません。申請書提出の際、面積があまりにも大きい場合は、どうして必要なのかを確認させていただいています。状況に応じては面積確認理由書を出していただくこともあると思います。今回の場合は、既にガレージ等で使用しているということもあり追認案件ということになりました。

議長 ありがとうございます。他にございますか。

深井委員 農地パトロールの際、地目が農地になっているのに建物が建っていたりというケースが見受けられますが、どう対処したらいいですか。

事務局 図面は農地なのに建物や駐車場として利用しているケースがあります。転用はしたが、地目変更していないこともありますので、直接話をしないで事務局に連絡をしてください。

議長（会長） ありがとうございます。他にございますか、ないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして、番号2の案件についま

して成山委員より説明をお願いします。

成山委員 それでは説明します。資料9ページ、10ページをご覧ください。場所は〇〇にあります。申請者は〇〇さんです。申請農地と隣接する貸住宅が老朽化しているので改築を行い、申請農地21平方メートルを使い増築するそうです。問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして、番号3の案件につきまして射手委員より説明をお願いします。

射手委員 よろしくをお願いします。追認案件です。場所は〇〇にある農地です。申請者は〇〇さんと〇〇さんです。相続した姪の方です。今から49年前に住宅を建築しましたが、農地転用の手続きが必要ということを知らず利用していました。姪の方が売却したいということで、不動産業者が調べていたら農地転用してないことがわかりました。隣接農地の地権者に事業説明が行なわれていて、第3種農地ということもあり問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 計画変更1、〇〇、外1筆、所有権移転、図面は13ページ、14ページをご覧ください。番号1案件と関連があるため一括説明します。場所は〇〇にある農地です。計画変更申請で、住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。当初は、昭和60年1月に住宅敷地として許可を受けたのですが、市外に転居したことから転用事業は行っていませんでした。譲受人は申請地を継承して住宅として利用を計画するものです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

 計画変更2、番号2、番号3案件と関連があるため一括説明します。〇

○、計画変更、賃借権設定、図面は15ページから17ページをご覧ください。○○、所有権移転、場所は○○の南にある農地です。計画変更申請で育苗管理棟と通路敷地の申請です。譲受人は野菜苗生産販売業を行っている○○の業者です。譲渡人は○○の方です。譲受人は令和元年に○○から事業の譲渡を受け、申請地にて花や野菜の苗の生産を行っております。当初は、令和2年5月に農業用ハウスと駐車場敷地として許可を受けたのですが、隣接地を譲受け、一体的に申請地を育苗管理棟及び通路として利用を計画するものです。番号3、ですが、新たに通路及び駐車場を計画しており、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。農用地区域内農地ですが、転用目的が育苗に必要な施設ということで、農振法に規定される農用地利用計画に指定された用途に供する施設のため、転用はやむを得ないと判断しました。

計画変更3、番号4、と関連があるため一括説明します。○○、使用賃借権設定、図面は18ページ、19ページをご覧ください。○○にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人は電気設備工事業を行っている市内の業者です。譲渡人は○○の方です。当初は、平成19年11月に住宅用地として許可を受けたのですが、資金繰りが苦しくなり、転用事業は行っていないでした。譲受人は申請地の隣接地にゲストハウスを所有しており、駐車場が不足しているため、駐車場利用を計画するものです。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号5、○○、外1筆、所有権移転、図面は18ページ、20ページ、21ページをご覧ください。○○にある農地です。宅地分譲敷地の申請です。譲受人は宅地建物取引業を行っている市内の業者です。譲渡人は○○の方です。譲受人は市内で建売住宅販売の実績があります。譲受人は申請地にて279.3平方メートルから321.8平方メートルの3区画の分譲を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。また、既存の宅地部分と合わせて分譲を行うもので、雨水については地下浸透、雑排水については公共下水道へ接続放流する計画です。工業地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号6、○○、所有権移転、図面は22ページ、23ページをご覧ください。○○の西にある農地です。住宅敷地通路の申請です。譲受人は2名おり、○○の方です。譲渡人は○○の方です。譲受人は現在、仕事等の都合で市外に住んでいますが、住宅を建設し、移住したいとのことです。公道からの出入口のため、申請地を共有通路として利用を計画するものです。なお、申請地は令和4年1月に農振除外済です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号7、○○、所有権移転、図面は22ページ、24ページをご覧ください。

さい。〇〇の西にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在戸建て住宅に住んでいますが、メンテナンスに苦勞をしているため、住宅を建設し、移住したいとのことです。なお、申請地は令和4年1月に農振除外済です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号8、〇〇、所有権移転、図面は22ページ、25ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は〇〇で会社経営をしており、現在は〇〇と〇〇で二拠点居住をしております。〇〇の会社への出社の利便性等から、住宅を建設し、移住したいとのことです。なお、申請地は令和4年1月に農振除外済です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号9、〇〇、外1筆 所有権移転、図面は26ページ、27ページをご覧ください。〇〇にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人はプラスチック・金属製造業を行っている市内の業者です。譲渡人は2名おり、〇〇と〇〇の方です。譲受人は現在、申請地の隣接地で事業を行っていますが、手狭なため、申請地を譲り受け駐車場として利用を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。なお、雨水については地下浸透とする計画です。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号10、〇〇、所有権移転、図面28ページ、29ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在、借家に住んでいますが、手狭なため、申請地を譲り受け住宅を建設するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号11、〇〇、所有権移転、図面は30ページ、31ページをご覧ください。〇〇の北西にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在、〇〇に住んでいますが、申請地を譲り受けて住宅を建設し移住したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号12、〇〇、所有権移転、図面は32ページ、33ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方で、譲渡人は譲受人の妻の父にあたります。譲受人は現在、妻・子供2人と妻の父母と同居していますが、手狭なため、申請地を譲り受け住宅を建設したいとのことです。なお、申請地は平成25年11月に農振一部除外済みです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用は

やむを得ないと判断しました。以上です。

議長（会長） ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。計画変更1、番号1の案件につきまして、射手委員より説明をお願いします。

射手委員 計画変更1から説明します。〇〇にある農地です。資料は13ページ、14ページをご覧ください。今から37年前に住宅敷地として〇〇さんが許可を受けましたが、生活環境が変わり計画を実行していませんでした。今回申請地を譲り受けたいと申出があり、計画変更申請となりました。番号1ですが、譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。〇〇さんは現在実家で暮らしていますが、手狭になったため住宅を建築したいということです。南に隣接する農地がありますが、日照、通風等の影響は軽微と考えられます。事業説明も行われていますので、問題はないと思いますが、ご審議よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。計画変更1の案件につきまして、ご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようでしたら裁決に入ります。計画変更1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして、番号1の案件につきまして、ご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようでしたら裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして、計画変更2、番号2、番号3、の案件につきまして小林委員より説明をお願いします。

小林委員 それでは説明します。計画変更2と番号2ですが、数年前に〇〇さんから〇〇が譲り受け、事業を〇〇が、農業用ハウスと駐車場として計画をする予定でしたが事業の変更により育苗管理棟と通路として利用したいということです。番号3は通路と駐車場を計画するため〇〇さんから〇〇が譲り受けたいということです。よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。計画変更2の案件につきまして、ご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようでしたら裁決に入ります。計画変更2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

- (全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして、番号2の案件につきましてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして、番号3の案件につきましてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして、計画変更3と番号4の案件につきまして成山委員より説明をお願いします。
- 成山委員 説明します。資料は18ページ、19ページをご参照してください。計画変更ですが、当時〇〇さんが住宅を建築したいということで、基礎まで行ったのですが、資金繰りが苦しくなり断念しました。番号4ですが、譲受人の〇〇は、申請地に隣接していて駐車場が不足しているということで、〇〇さんをお願いして譲っていただくことになりました。問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。
- 議長（会長） ありがとうございます。計画変更3の案件につきまして、ご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。計画変更3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして、番号4の案件につきましてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして、番号5の案件につきまして成山委員より説明をお願いします。
- 成山委員 資料は18ページと20ページを参照してください。場所は〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇です。申請地の周辺は〇〇の宅地分譲を行う予定があり〇〇さんの農地も宅地分譲したいということでお願いしました。〇〇さんは求めに応じるということで今回の申請にな

りました。問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして、番号6の案件につきまして射手委員より説明をお願いします。

小宮山委員 場所は〇〇にある農地です。譲受人は〇〇さんと〇〇さんです。譲渡人は〇〇さんです。住宅を建築したいということですが、出入口が不便なため共有通路として、活用するため〇〇さんをお願いしたそうです。問題はないと思いますが、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。

杉田委員 共有名義の通路ということですか。

事務局 住宅を建築する際に出入口が必要ということで〇〇さん〇〇さん2人で2分の1の所有で登記するそうです。

議長（会長） 他にございますか、特にないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして、番号7の案件につきまして小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員 番号6の案件に隣接する農地です。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。住宅敷地の申請です。〇〇に家を持っていますが、行楽シーズンは道路の渋滞で生活をするのに不便を感じています。又湿気が多く家の手入れが大変になってきたということで売却して、〇〇に移住するということです。よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。番号7の案件につきまして、ご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

- (全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして、番号8の案件につきまして小宮山委員より説明をお願いします。
- 小宮山委員 番号6、番号7の案件に隣接する農地です。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。住宅敷地の申請です。〇〇さんは〇〇で会社を経営しています。仕事上の利便性を考えて住居または土地を探していました。〇〇に近いということもあり、申請地に住宅を建築し移住するそうです。〇〇さんは仕事が忙しく耕作できないそうです。よろしくお願いします。
- 議長（会長） ありがとうございます。番号8の案件につきまして、ご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号8の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして、番号9の案件につきまして杉田委員より説明をお願いします。
- 杉田委員 よろしく申し上げます。場所は〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇さんと〇〇さん親子です。譲受人は〇〇さんです。資料は27ページを参照していただき〇〇さんの自宅とプラスチック製造工場が申請地に隣接しています。トラック等が出入りする道が狭いということで申請地を取得し出入口を広くして残りを駐車場にしたい計画です。現地を確認したところ傾斜になっていて、南側は川が流れていました。雨水は地下浸透ということです。周辺農地の了解はいただいているそうです。問題はないと思いますが、ご審議よろしくお願いします。
- 議長（会長） ありがとうございます。番号9の案件につきまして、ご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号9の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして、番号10の案件につきまして関泰秀委員より説明をお願いします。
- 関泰秀委員 よろしく申し上げます。場所は〇〇で資料は28ページと29ページを参照してください。〇〇にある畑です。譲渡人は平成21年に相続で得た農地です。〇〇に住んでいますが耕作はしています。譲受人は農業をしていて〇〇のアパートに住んでいますが、手狭になったため住宅を建築したいということで実家に近い場所を探していました。雨水は地下浸透で上下水道は公共施設です。近隣の了解はいただいているそうです。問題はない

と思いますが、よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。番号１０の案件につきまして、ご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようでしたので裁決に入ります。番号１０の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして、番号１１の案件につきまして大塚委員より説明をお願いします。

大塚委員 説明します。場所は〇〇の農地です。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。〇〇さんはマンション暮らしをしていますが、退職していて自然豊かな東御市に住みたいと思い、いろいろ探していました。〇〇さんは高齢なため農業はできないということで、話がまとまりました。住宅を建築する計画です。周辺は住宅街ということもあり、問題はないと思いますがよろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。番号１１の案件につきまして、ご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。

小野澤委員 資料の３０ページを見ますと出入口がよくわからないので、説明をお願いします。

事務局 出入口については、申請地の南側に細い道路があります。広いところで６メートルで、狭い所で４メートル以上あり道路に接します。建設課に確認済みです。

議長（会長） 他にございますか、特にないようでしたので裁決に入ります。番号１１の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして、番号１２の案件につきまして小山委員より説明をお願いします。

小山委員 よろしくお願いします。場所は資料３２ページ、３３ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんで〇〇さんの妻の父になります。現在住んでいる自宅が手狭になったため住宅を建てたいということです。休耕地ということもあり、集落に接続しているため問題はないと思いますが、ご審議よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。番号１２の案件につきまして、ご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号１２の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして、第４号議案農地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局 第４号議案、農用地利用集積計画４月分について説明します。資料６ページが通常の利用権設定です。１８件、２３筆、合計２７、８９３平方メートルです。資料７ページが所有権移転です。２件、２筆、合計１、９３６平方メートルです。資料８ページが利用権移転で１件、２筆、合計３、９９１平方メートルです。９ページから１０ページが中間管理事業を使った利用権設定です。２８件、４７筆、合計６９、９４５平方メートルです。全体の合計は４９件、７４筆、１０３、７６５平方メートルです。以上です。

議長（会長） ありがとうございます。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。

関敏夫委員 ６ページの利用権設定で６、７番について質問します。地番が同じで２名で借りていますが、内容を教えてください。

事務局 同じ地番の中にハウス３棟建ってまして、１棟と２棟に分けてそれぞれの方が耕作しています。

関敏夫委員 わかりました。

議長（会長） 他にございますか、特にないようですので裁決に入ります。ただ今の説明につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして、第１回農業経営改善計画認定意見聴取について事務局より説明をお願いします。

事務局 第１回農業経営改善計画認定意見聴取について説明します。今月は１件で４回目更新の〇〇さんです。農業経営体の営農活動の現状及び目標の営農類型は現状、目標ともに稲作と露地野菜です。農業経営の現状及びその改善に関する目標ですが、年間所得は現状は〇〇万円、目標は〇〇万円、年間労働時間の現状は２、５００時間、目標は２、２００時間となっております。主たる従事者は１人です。農業経営の規模拡大に関する現状及び

目標として、作付面積の現状はブロッコリー〇〇アール、水稻〇〇アール、キャベツ〇〇アールで目標としてブロッコリーを〇〇アール増やしていくそうです。農用地ですが現状、目標変更がなく経営面積〇〇アールです。生産方式の合理化に関する現状と目標、措置ですが、野菜の移植機の買い替えを行い、現状から少しでも効率化を図りたいそうです。ブロッコリーの作付けを増やして収入を確保したいということです。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置ですが、経営状況の把握がしっかりできていないので、簿記関係の書類をしっかりと整理し、お金の流れを把握するよう務めたいそうです。農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は決まった休日を作っていないので、休日制をとりたいそうです。以上です。

議長（会長） ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。小林委員より説明をお願いします。

小林委員 よろしくをお願いします。〇〇さんは朝早くから一人で耕作しています。奥さんも手伝っていて、真面目に努力している方です。息子さんが研修中ということで、後継ぎもいますので、今後も頑張ってもらいたいと思います。

議長（会長） ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見のある方は挙手の上発言をお願いします。

関敏夫委員 4回目の更新ということですが、計画に対してどうだったのか、結果が記載されていないので、1回目の方と同じではないでしょうか。改善した方がいいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 改善するよう検討します。

議長（会長） 他にございますか、特にないようですので裁決に入ります。ただ今の説明につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定いたします。

以上をもちまして議事を終了します。慎重審議のご協力ありがとうございます。

議事録署名人_____

（※直筆をお願いします）